

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### Q どうしたら息子夫婦を離婚させられるでしょうか…

80歳になる老夫婦です。息子の嫁があまりにひどく、このままでは二人安心して死ねないので、折り返ってご相談に上がりました。

息子は職場結婚して、孫二人は大学を卒業しました。息子はその妹である娘と違って気が弱く、結婚当初から心配だったのですが、案の定嫁が二人目を妊娠中に息子が浮気をしたと言っ、大騒ぎになりました。嫁の親も出てきて、家族会議になり、息子は皆の前で平謝りしました。それで終わったはずだったのにそうではなく、孫の入園や入学その他、ことあるごとに私たちはまとまった祝い金を渡した

のに、一度も、ただの一度もです。孫に会わせてもらえないままなのです。息子だけ時たま家に来ますが、不満を言っても、もごもごするばかり。

先日、娘が言うには、「あの人は、絶対離婚しない、そのうち舅らしゅうらが亡くなって遺産が入るんだからと言ってるらしいよ」。確かに私たちにはそれなりの財産がありますが、嫁にやるつもりはありません。でも息子に行

けば取り上げられてしまいうに決まっています。自分が稼いだ給料も小遣い以外はすべて嫁に行き、自分名義の預貯金も一切ないらしいのです。

娘が息子に聞いたら、息子は離婚したいとはつきり言ったそうです。でも浮気をした自分からは切り出せないのではと云っているらしいのです。そうなのでしょうか。どうしたら離婚できるでしょうか。

### A 息子さんが本当に離婚したいのであれば認めてもらえるはずです。

ずいぶんと気の強いお嫁さんがいたものですね。夫婦の間に何があつたにせよ、孫を祖父母に会わせたいなんて、ちょっと考えられないことです。

ただ離婚自体は当事者である息子さんの問題なので、本当に離婚したいのかどうか、まずはその真意を確かめたいといけませんね。はたから見たらとんでもない嫁（婿）でも、当事者はそう思っていないということはよくあることです。

本当に息子さんが離婚したいのであれば、20年以上も前に浮気（不貞行為）をしたことが、有配偶者だとして、離婚を言い出せないなんてことはありません。ただ相手がノーと言えば、協議離婚はできないので、離婚調停を起こすことになりま

す。お聞きした事情が本当であれば、「婚姻を継続し難い重大な事由（民法770条）」があるわけですし、未成年の子供もいないので、離婚は認めてもらえるはずです。

離婚の際の財産分与ですが、これは名義のいかんを問わず、

婚姻期間中に蓄えた共有財産を等分に分けるものです。婚姻前の財産や、親の遺産はそれぞれの固有財産です。お嫁さんは自分の給料も夫の給料も自分のものとされているようですが、その名義の口座もすべて明らかにしてもらい、等分に分けるのです。あとマンションは夫婦共有名義とのこと、その取得者を決め、相手の持ち分の買取り価格を調整することになります。もちろん売却して代金を等分に分けるという手もあります。財産分与以外では慰謝料があります。お聞きした限り、おそらくは互いにゼロだと思いますよ。

でも、どうなのでしょう。息子さんは面倒なことを避けたがる性分のように感じるので、離婚は大変なエネルギーを要しますよ。四半世紀もの共同生活を完全に解消するのですから、そう簡単なことではないのです。だからこそ世間の夫婦の多くは、不満を持つてはいても、離婚にはなかなか踏み切らないのではないのでしょうか。ご本人がよほど強い意思を持たない限り、代理人である弁護士だけでは戦えません。憂慮するお気持ちはよく分かりますが、ひとえにご本人の意思次第なのです。

